

泉南市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、泉南市(以下「市」という。)における暴力団の排除の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と安心を確保するとともに、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3)暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいう。
- (4)暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5)関係機関 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた団体その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする機関又は団体をいう。
- (6)公共工事等 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供のうち本市が発注するものをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であるという共通認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら、地域社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、大阪府(大阪府警察本部及び市の区域を管轄する警察署を含む。以下同じ。)他の市町村、関係機関、市民及び事業者と相互に連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該

情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら主体的に暴力団の排除のための活動に取り組むとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第6条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りながら主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深めることにより暴力団の排除の機運が醸成されるよう、積極的な広報及び啓発を行うものとする。

(市が行う契約からの暴力団の排除)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が市が行う売買、賃借、請負その他の入札による契約(以下「契約」という。)の相手方(以下「契約相手方」という。)及び次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならない。

(1) 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。))をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(市が行う契約からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格を有すると認められた者(以下本条において「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該有資格者を市が行う契約に係る入札に参加させないこと。

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

(4) 市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格の登録を正当な理由がなく取り

下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)市が行う契約について、契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該契約を解除すること。

(6)市が行う契約について、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求めること。

(7)前号の場合において、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、契約相手方との当該契約を解除すること。

(8)前各号に掲げるもののほか、市が行う契約からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、市が行う契約に係る入札の参加資格の登録を希望する者、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、その旨を公表することができる。

(市が行う契約に関する不当介入)

第9条 何人も、市が行う契約において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)をしてはならない。

2 契約相手方及び下請負人等は、市が行う契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

(公の施設の使用等からの暴力団の排除)

第10条 市長、市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下本条において「市長等」という。)は、設置した公の施設の使用又は利用(以下本条において「使用等」という。)が暴力団を利すると認められるときは、当該公の施設の使用等を許可しないことができる。

2 市長等は、当該公の施設の使用等の許可をした後において、その使用等が暴力団を利すると認められるときは、当該使用等の許可を取り消し、又は使用等を中止させることができる。この場合において、当該使用等の許可の取消し又は使用等の中止に係る者にいかなる損害が生じても、市長等は、その損害の賠償の責めを負わない。

(市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第11条 市は、前4条に規定するもののほか、市が行う事務及び事業において暴力団を利することとならないよう、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、暴力団員又は暴

力団密接関係者について必要な措置を講ずることにより、市の事務及び事業から暴力団の排除を図るものとする。

(青少年の健全な育成)

第12条 市、市民及び事業者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導及び啓発が、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、必要な支援又は協力を努めるものとする。

2 市は、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、青少年の育成に携わる者が青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し必要な支援を行うものとする。

(勧告及び公表)

第13条 市長は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)第2条第3号に規定する実施機関(以下本条において「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人及び本人以外から必要な個人情報(同条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を必要かつ最小限の範囲で収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察に提供することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。